

＜見積（物品購入・委託等）に関する注意事項＞

令和7年5月1日以降、小牧岩倉衛生組合が発注する見積について、業者見積書での提出及び電子メール又はファクシミリによる提出も可能とします。

1 見積書様式

見積書の様式は、小牧岩倉衛生組合ホームページよりダウンロードしてください。
なお、代表者印が押印された業者見積書の提出も可能とします。
その場合は、必要事項の記載漏れ等がないようご注意ください。

「小牧岩倉衛生組合トップページ」－「組合の情報」－「入札・契約」－「入札・契約等に関する各種様式」－「入札・契約等に関する各種様式」－入札関係様式中、該当の様式

※入札書も押印が必要です。

※組合様式の見積書を使用する場合、案件名及び納入場所は物品購入、借上等は物件名及び納入場所、修繕は修繕名及び修繕場所、委託は業務名及び業務場所としてください。

なお、業者見積書を使用する場合は、必ず仕様書に記載された案件名を記入してください。

2 提出方法について

見積書は、指定された日時までに提出してください。見積書は、直接提出するほか、電子メール又はファクシミリによる提出が可能です。電子メールにて提出する場合は、PDF形式としてください。

なお、直接提出する場合は、封筒への封入・封緘は必要ありません。

※入札書は封入・封緘が必要です。

3 見積回数等

予定価格に達しない場合の再見積回数は2回までとします。

4 印鑑について

見積書に使用する印鑑は、契約の締結等に使用する入札参加資格者の印鑑としてください。

5 見積書の書換等の禁止

提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

6 見積徴収の中止

見積徴収の前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積の徴収を延期し、若しくは中止することがあります。

7 見積の無効

次のいずれかに該当する見積は、無効とする。

- (1) 見積参加者の資格を有しない者のした見積
- (2) 所定の日時までに所定の場所に提出しない見積
- (3) 見積に際して連合等による不正行為があった見積
- (4) 談合情報どおりの結果となった見積
- (5) 同一事項の見積に対し2以上の意思表示をした見積
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の見積
- (7) 記名及び押印のない見積
- (8) 見積書の記載事項が確認できない見積
- (9) 見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した見積
- (10) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した見積

(小牧岩倉衛生組合契約規則第13条及び小牧岩倉衛生組合入札参加者心得書第16条のうち第2号、第8号、第12号除く各号を準用します。)

「小牧岩倉衛生組合トップページ」－「組合の情報」－「例規集」

－「入札・契約」－「入札・契約等に関する各種要領」

8 その他

見積に参加するにあたり、小牧岩倉衛生組合ホームページより小牧岩倉衛生組合契約規則、小牧岩倉衛生組合入札参加者心得書及び契約約款を確認し、承知のうえ見積りしてください。

「小牧岩倉衛生組合トップページ」－「組合の情報」－「例規集」

－「入札・契約」－「入札・契約等に関する各種要領」
－「小牧岩倉衛生組合契約約款」